

第二百七号議案

東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例の一部を改正する
条例

東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例（平成十八年東京都条例第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる同条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例（昭和四十三年東京都条例第一百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「懲役又は禁錮この刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百七号議案

東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例